

公 印 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、この土地改良区の公印について、必要な事項を定めるものとする。

(種 類)

第2条 公印の名称および保管者は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第3条 総務課長は公印台帳を作成し、公印の作成もしくは改刻または廃棄等の都度、必要な事項を登載しなければならない。

(作成および改刻)

第4条 保管者は公印を作成し、または改刻しようとするときは、理事長の承認を得なければならない。

(廃止および廃棄)

第5条 改刻その他の理由により使用しなくなった公印は、使用を廃止した日から3年間は保存しなければならない。

2 前項の保存期間を経過した公印は、焼却または裁断の方法により廃棄しなければならない。

(公印の保管方法)

第6条 公印の保管者は、公印を常に堅固な容器に納め、使用しないときは施錠し、厳重に保管しなければならない。

(陰影の印刷)

第7条 一時に大量の公印の押印を必要とする場合は、公印の押印に代えてその印影またはこれを伸縮した印影を印刷することができる。

(使 用)

第8条 公印を使用しようとする者は、原議その他の証拠書類を添えて保管者に申し出なければならない。

2 保管者は、前項の規定による公印使用の申出のあったときは、原議その他の証拠書類と対照審査し、相違ないことを確認のうえ、公印を押印し、原議または証拠書類に認印を押印しなければならない。

3 保管者に事故等があった場合は、事務局長もしくは参事が職務を代行するものとする。

附 則

1. この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、大阪府の認可の日より施行する。(令和元年6月11日認可
大阪府指令農整第1281号)

(公印規程)
別表(第2条)

番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな形	用途	保管者
1	神安土地改良区之印	古印	方 27	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 区 地 神 之 改 安 印 良 土 </div>	一般文書用	総務課長
2	神安土地改良区 理事長之印	てん書	方 27	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 事 改 神 長 良 安 之 区 土 印 理 地 </div>	公文書用	同上
3	神安土地改良区 理事長印	同上	径 18		実印	事務局長
4	神安土地改良区 出納主任之印	同上	径 15		会計事務専用	出納主任
5	神安土地改良区 総括監事之印	同上	方 21	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 監 改 神 事 良 安 之 区 土 印 区 地 括 総 括 </div>	監事会 事務文書用	総務課長
6	神安土地改良区 選挙管理者印	同上	同上	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 举 改 神 管 良 安 理 区 土 者 区 地 印 選 地 </div>	総代・役員選挙 執行用	同上
7	用排水調整 委員長之印	同上	同上	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 長 調 用 之 整 排 印 委 水 員 員 水 </div>	各用排水 調整委員会 事務文書用	同上

番号	名 称	書 体	寸 法 (ミメートル)	ひ な 形	用 途	保管者			
8	神安土地改良区 委員会委員長之印	てん書	方 21	<table border="1"> <tr> <td>委 員 長 之 印</td> <td>良 区 委 員 会</td> <td>神 安 土 地 改</td> </tr> </table>	委 員 長 之 印	良 区 委 員 会	神 安 土 地 改	各種委員会 事務文書用	総務 課長
委 員 長 之 印	良 区 委 員 会	神 安 土 地 改							
9	神安土地改良区 事務局長之印	同 上	同 上	<table border="1"> <tr> <td>局 長 之 印</td> <td>改 良 区 事 務</td> <td>神 安 土 地</td> </tr> </table>	局 長 之 印	改 良 区 事 務	神 安 土 地	簡易文書用	事務 局長
局 長 之 印	改 良 区 事 務	神 安 土 地							